

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

人も自然もシアワセなまち

ぶんごる

bungo-ru

豊後大野市
大分県 JAPAN

平成 30 年 3 月

大分県豊後大野市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、平成17年3月31日に三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の5町2村が合併して誕生した、大分県南西部に位置するまちである。

東部は大峠山、佩楯山、西部は阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺・鎧ヶ岳、南は祖母・傾山、三国峠により囲まれており、地形的、地理的には必ずしも恵まれてはいないが、起伏に富み、かつ複雑な地形を活かすとともに、大小の河川を集めて別府湾に注ぐ大野川の豊かな水利があり、県内屈指の畑作地帯を形成している。

気候は南海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は15～16℃と極めて農耕に適しており、古くから農業を基幹産業として発展してきた。

有形、無形の地域資源に恵まれた名水・田園・観光のふるさとである一方、平成29年2月現在、本市において導入されている再生可能エネルギーには、太陽光発電（2349.2kW。住宅用を除く）、木質バイオマス発電（18,000kW）、中小水力発電（3,459kW）などがあり、特に木質バイオマスについては、本市の林野面積が市総面積の74%を占めることから、再生可能エネルギー導入における大きなポテンシャルを有している。

また、市の上位計画である第2次豊後大野市総合計画、第2次環境基本計画においてエネルギー政策を示すとともに、平成28年度にはエネルギービジョン、分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランを策定し、エネルギーを活用した地域活性化と新たな産業づくりへの展開を示したところである。

このことから、本市では再生可能エネルギー活用による地域活性化と新たな産業づくりへの展開、バイオマス資源の有効利用による地球温暖化防止、自立・分散型エネルギーシステムの導入による災害に強いまちづくりを目指すこととする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考
A	三重町菅生字大屋原	1-39			木質バイオマス発電施設

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電	18,000 kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	<p>木質バイオマス発電事業者が、燃料として未利用材等の木質バイオマスを長期的かつ安定的に購入することで、林業者の所得向上に寄与する他、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 間伐等の適切な森林整備とともに、未利用材等を循環型利用が可能な資源として活用することで、森林が持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>(2) 雇用の創出等、地域の活性化を図るため、発電設備から排出される熱を他産業に活用するスキームについて検討を行う。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し
配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、『豊後大野市環境基本条例（条例第 21 号）』及び『豊後大野市自然環境保全条例（条例第 43 号）』に基づき、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、必要に応じて『豊後大野市景観計画策定委員会』と連携し、適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、木質バイオマス発電設備を 18,000 kW 導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。